

別府市障がい者計画の施策体系項目  
別に見る市民からの意見と別府市の  
取組状況

(項目：生活環境、雇用・就労)

論点	
項目： 生活環境	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？
細目： 道路	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路をどのように整備していけばよいか？</li> <li>・車いすでの上り下りの危険性</li> <li>・整備方法の確立と確実な実施</li> <li>・道路整備について（段差解消、視覚障がい者誘導ブロックのネットワーク化。歩車道分離、歩道のマウンドアップ等）</li> <li>・交通手段</li> <li>・有効活用できる設備及び整備の在り方</li> <li>・車椅子がスムーズに移動できる様な道路整備はどのようにすればできるか？</li> <li>・段差解消、音声信号等の優しい道</li> </ul>	
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道と車道に段差がある。</li> <li>・道路のへこんでいる箇所がある。</li> <li>・すべての道路をよくすることは無理でも、ガードレールや歩道の確保を少しずつでもしてほしい。</li> <li>・道路がでこぼこなので、車椅子に乗ったまま車に乗ると、跳ねる。</li> <li>・歩車分離が必要。</li> <li>・段差のない歩道の整備が必要。</li> <li>・視覚障害者誘導ブロックのネットワーク化が必要。</li> <li>・歩道に植えた樹木が歩行を妨げる。</li> </ul> <p>《道路整備の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道と車道の段差にてすりなどを付ける</li> <li>・国道10号の歩道の整備</li> <li>・幸通りの歩道の整備</li> </ul> <p>(障がいのない人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を進めるべき。</li> <li>・歩車道の区別ができていない。</li> <li>・歩道が狭い。</li> <li>・歩道と車道に段差がある。</li> <li>・中途半端な歩道が邪魔。</li> <li>・車椅子が通りやすい歩道にすべき。</li> </ul>	
別府市の取組状況	
<p>1 道路のバリアフリー化については、平成16年度に「別府市交通バリアフリー基本構想」を策定し、「別府駅周辺地区」、「亀川駅周辺地区」を重点整備地区に定め、整備を進めている。</p> <p>また、新たに道路を整備するときは、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等</p>	

円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）に基づいて道路整備を行う際の考え方が示された「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参考に整備している。

【近年の取組状況】

(平成22年度)

地区名	市道名	道路延長	整備内容
別府駅周辺地区	富士見通線	約300m	歩道整備
	朝見北石垣線	約400m	
亀川駅周辺地区	古市湯の森線	約300m	道路整備
	東西自由通路	約30m	

(平成23年度)

市道名	道路延長	整備内容
餅ヶ浜中津留線	約775m	歩道整備、車道と歩道の分離を明確にするためのカラー化、歩道部の切り下げ など
南石垣16号線	約270m	

《今後の取組》

道路整備計画にあわせて、バリアフリー化を推進する。

- 2 視覚障がい者誘導ブロックについては、歩道改修工事にあわせて随時設置している。

【平成23年度実施状況】

設置場所	設置延長
餅ヶ浜中津留線	約775m
亀川駅東口駅前広場	約361m
南石垣16号線	約270m

(参考)

視覚障がい者誘導ブロック設置総延長（平成24年3月1日現在）：約8.5km

論点	
項目： 生活環境	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？
細目： 住宅・公共的施設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や公共的施設をどのように整備していけばよいか？</li> <li>・住宅の場合、その不備、保証人の問題などで使われない事に対し、具体的にどうするのか？</li> <li>・市営住宅、グループホーム、トイレ等の充実</li> <li>・民間、公営住宅のUD化の推進</li> <li>・観光施設、宿泊施設、温泉施設、飲食店等のUD化の推進</li> <li>・学校施設のUD化の推進</li> <li>・ハードだけではなくソフト面における理解の推進</li> <li>・公営住宅</li> <li>・不動産情報</li> <li>・有効活用できる設備及び整備の在り方</li> <li>・保証人問題、隣人との関係</li> <li>・ユニバーサルな施設を整備するためにはどのようにすればよいのか？</li> <li>・居場所について</li> <li>・ショートステイ、グループホームの整備</li> <li>・公共施設バリアフリー化、公営住宅の拡充</li> </ul>	
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差をなくしてほしい。</li> <li>・入所施設がない。</li> <li>・使い勝手のよい施設がない。</li> <li>・別府アリーナの駐車場券の位置が高く、とれない。</li> <li>・公共施設が古い。</li> <li>・市営温水プールの更衣室が重度障がい者には使いづらい。</li> <li>・市営温水プールに手すり等がないので、利用できない。</li> <li>・室内で安心して遊べる施設をつくってほしい。</li> <li>・若者と中高年者の憩いの場を増やしてほしい。</li> <li>・身体障がい者が日中入れる場所を増やしてほしい。</li> <li>・身体障がい者の入所更生施設をつくってほしい。</li> <li>・低料金で入れる障がい者の老人ホームをつくってほしい。</li> <li>・障がい者とその家族が人目を気にせずゆったりを過ごせる場があるとよい。</li> <li>・グループホームを充実してほしい。</li> <li>・バリアフリーの市営住宅を整備してほしい。</li> <li>・障がい者専用の市営住宅を設置してほしい。</li> <li>・風呂付き公営住宅への優先入居をしてほしい。</li> <li>・障がい者用の住宅物件が少ない。</li> <li>・視覚障がいということで、家を借りることができなかった。</li> </ul>	

- ・施設の設備（エレベーターなど）を整備してほしい。
- ・設備をつくる際は、障がい当事者の意見を取り入れてほしい。
- ・障がい者専用駐車場に健常者が駐車するのはやめてほしい。
- ・障がい者専用駐車場が少ない。
- ・障がい者用のトイレ（洋式トイレを含む。）が少ない。
- ・障がい者用のトイレにベッドがない。
- ・赤ちゃん用のおむつ替えシートはあるが、体が大きな障がい児用のおむつ替えシートがない。
- ・精神障がい者用のトイレがない。
- ・障がい者専用トイレのマップがあるとよい。
- ・視覚障がい者は外出に危険を感じる。
- ・障がい者が利用できる温泉を整備してほしい。
- ・ATMのタッチパネルの画面が見えない。

《住宅・公共施設の具体的手法》

- ・障がい者専用駐車場に健常者が駐車した場合の罰則を設ける
- ・障がい者専用のフリーゾーン（スポット）をつくる
- ・障がい者用のトイレにマークを表示して、精神障がい者も使用できることを知らせる。
- ・親子セットで入所できる老人ホームを設ける。

別府市の取組状況

1 公共施設のバリアフリー化に努めている。

【平成24年3月1日現在のバリアフリー化の状況】

公の施設	出入口	廊下	傾斜路	エレベーター	トイレ	アプローチ	駐車場	浴室等	案内表示	案内設備に至る経路
417	78	93	24	24	71	72	49	8	46	13

バリアフリー化率：16.1%（バリアフリー化している箇所/バリアフリー化すべき箇所）

2 建築主から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請をしていただく際に、一定の要件を満たす建築物について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の内容が確認できるチェックリストを提出していただき、当該チェックリストにより基準の適合判定をしている。

また、大分県福祉のまちづくり条例（平成7年大分県条例第7号）においても、一定の要件を満たす建築物の新築等を行う場合は、着工30日前までに届出を行ってもらい、同じく添付のチェックリストにより基準の適合判定をしている。

3 公園の障がい者用トイレやスロープなどの整備については、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年12月18日国土交通省令第115号）」（都市公園移動等円滑化基準）により、この省令の施行日以後に新設する施設については、この基準に適合するようにしており、また、基準が定められる前に造られた施設については、改築する際に基準に適合するようにしている。

【近年の整備状況】

(平成22年度)

公園名	整備箇所	整備内容	事業費(千円)	左の財源内訳
前八幡児童公園	便所	改築	7,711	一般財源
別府公園	便所(南側)	新築	27,951	国庫支出金

(平成23年度)

公園名	整備箇所	整備内容	事業費(千円)	左の財源内訳
馬場公園	公園(便所)	新築	31,170	一般財源
朝日公園	便所	新築	9,162	国庫支出金 2,900 一般財源 6,262

- 4 新設する市営住宅については、障がい者向け住宅を建設している。

【近年の整備状況】

(平成22年度～平成23年度)

全戸バリアフリーに配慮するとともに、高齢者向け住宅及び車椅子専用住宅には緊急通報システムを完備し、地域に開かれた高齢者及び障がい者に優しく癒しと潤いのある住宅として、市営西別府住宅C棟の建替えを行った。

戸数：49戸(うち高齢者向け住宅7戸及び車椅子専用住宅3戸)

(参考)

(平成24年3月1日現在)

車いす対応市営住宅戸数：26戸

市営住宅名	戸数	市営住宅名	戸数
青山住宅B棟	6	浜田住宅1階	6
荘園住宅D棟	4	西別府住宅B棟	3
光の園住宅H棟	4	西別府住宅C棟	3

市営住宅に入居している障がい者数：299人

※障がい者とは、障害手帳を所持している者

- 5 市立小中学校の整備については、校舎耐震補強工事及び屋内運動場改築の際にバリアフリー化を推進している。

【近年の取組状況】

(平成22年度)

学校名	建物区分	整備区分	バリアフリー化の箇所
亀川小学校	屋内運動場	改築	玄関、トイレ

(平成23年度)

学校名	建物区分	整備区分	バリアフリー化の箇所
南立石小学校	管理教室棟	耐震補強	玄関、トイレ

6 住宅改造費用に対する助成をしている。

【平成22年度実施状況】

目 的：生活環境の整備を促進し、障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。

対象者：世帯の前年の所得税課税額が14万円以下であり、かつ、次のいずれかに該当する障害者又はその障害者と同居する家族（ただし、高齢者住宅改造助成事業の対象者を除く。）

- ① 身体障害者手帳の1級又は2級を所持する人
- ② 療育手帳のA1又はA2を所持する人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する人

助成対象工事：次のいずれかの箇所の工事

- ① 玄関又は室外への出入口
- ② 台所
- ③ 浴室（脱衣室を含む。）
- ④ 便所
- ⑤ 廊下
- ⑥ 居室
- ⑦ 階段
- ⑧ 洗面所
- ⑨ その他必要と認められる個所

助成額：

区分	助成額
生活保護法による被保護世帯	改造に要する経費（限度額：60万円）
その他の世帯	改造に要する経費（限度額：60万円）×2/3

※本助成以外の助成を受ける場合は、改造に要する経費から当該助成額を控除する。

事業費（決算額）：1,689千円【財源内訳：県支出金844千円、一般財源845千円】

助成者数：6人

論点	
項目： 生活環境	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？
細目： 移動・交通手段	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動や交通手段をどのように確保すればよいか？</li> <li>・運転手及び補助者の勉強会</li> <li>・バス、タクシー、JR、駐車場等を使いやすく</li> <li>・JR、バス、タクシー、航空機、船等公共交通機関のUD化の推進</li> <li>・ハードだけではなくソフト面における理解の推進</li> <li>・交通アクセス</li> <li>・公共交通機関利用の現状と課題の整理</li> <li>・交通料金の割引制度</li> <li>・障がいがあっても自由に移動できる公共交通の整備はどのようにすればできるのか？</li> <li>・低床バス、ノンステップバスの拡充</li> </ul>	
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人をいやいや乗せるバスの運転手がいる。</li> <li>・予約なしでバスに乗れるようにしてほしい。</li> <li>・半額の料金でタクシーに乗れるようにしてほしい。</li> <li>・無料バス券を毎月配布してほしい。</li> <li>・バスのステップが高くて利用しにくい。</li> <li>・亀川地区の線路を車椅子で通りやすくしてほしい。</li> <li>・バスの運行経路と便数が少ないので、増やしてほしい。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の所持者にも公共交通料金の割引をしてほしい。</li> <li>・バス停のバリアフリー化の推進。</li> <li>・JRのプラットホームに転落防止等のための柵をつけてほしい。</li> <li>・公共交通機関のみでは目的地に行くのは大変。</li> <li>・交通手段に困るため、外に出たくてもでられない。</li> <li>・バス料金の支払いの際、子どもを見ながら手帳を提示するのが大変。</li> <li>・交通機関業務員の配慮が足りない。</li> </ul> <p>    《移動・交通手段の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフトバスの増車</li> </ul> <p>(障がいのない人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関は、障がいのある人に関心を持って協力すべき。</li> <li>・バスを利用しやすいようにすべき。</li> <li>・全てのバスのステップを低くしてほしい。</li> </ul> <p>    《移動・交通手段の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者対応の路線バスの充実</li> </ul>	

## 別府市の取組状況

- 1 平成17年3月に策定した「別府市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市内にある4駅のうち、別府駅及び亀川駅でバリアフリー化事業が実施されている。

### 【これまでの取組】

駅名	概要
別府駅	<p>平成16年度に駅舎の改修がなされ、バリアフリー対応の改札内トイレが整備されるなど一部バリアフリー化事業が実施された。</p> <p>平成18年度には、エレベーター3基が新設され、改札からホームまでの移動円滑化経路が整備された。</p> <p>なお、車両の関係からホーム嵩上げは実施されておらず、車両によってはホームとの間に段差が生じている。</p>
亀川駅	<p>平成19年度にエレベーター（既設乗換えこ線橋に併設）の設置、ホームの一部嵩上げ、手すりや誘導警告ブロックが整備された。</p> <p>平成22年度には、駅舎が移転・新築されたため、バリアフリー基準に適合した駅舎となった。</p>

### 《今後の取組》

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が改正され、旅客施設の整備対象規模を、1日当たりの利用者数5,000人以上から3,000人以上へ拡充したことから、当該基準に該当する駅については、平成32年度までにバリアフリー化する必要がある。

- 2 移動の妨げとなる自転車の放置を防止することについては、別府市地域環境美化条例（平成12年別府市条例第29号）に基づき、対処している。具体的には、市道上に放置自転車があるとの通報等を受けた場合は、現地で対象物件に警告書を取付け、14日間経過後に移動し、一時保管場所にて保管した後、利用者からの引取りがない場合、所定の手続きを経たうえで廃棄処分又は別府市リサイクル情報センターへ譲渡している。

また、道路上の障害物について、廃棄物を除く不法占拠物件と判断される物については、所有者に対し、撤去の指導と関係法令に基づく処理を行うものとしている。

### 【平成22年度実施状況】

放置自転車の撤去・処分件数：148件  
 放置自転車の撤去・返還件数：1件

- 3 交通安全運動については、交通環境の著しい変化や高齢化の進行に伴い、高齢者による交通事故が多く発生しているため、高齢者と子どもの交通事故防止、飲酒運転の根絶、すべての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、二輪車及び自転車運転中の交通事故防止、若者の交通事故防止、夕暮れ時及び夜間の交通事故防止、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践並びに人も車も早めの合図の徹底を重点事項として取り組んでいる。

【平成22年度実施状況】

次の運動期間中に該当啓発及び広報車による広報を行っている。

- ・春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）
- ・おおいた夏の事故ゼロ運動（7月15日～7月24日）
- ・秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）
- ・おおいた年末年始の事故ゼロ運動（12月15日～1月4日）

4 高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目 的：近年増加傾向にある高齢者による交通事故の減少を図ることを目的とする。

対象者：別府市の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている70歳以上の者で、有効期間内の全ての運転免許証を返納したものの

事業内容：次の支援を1回に限り行う。

- ① 10,000円相当分のめじろんnimoca（バスカード）の交付
- ② 運転免許証に代わる公的な身分証明書「写真付き住民基本台帳カード」の交付に係る手数料（500円）の免除

※免許返納後90日以内に本人による手続きが必要

事業費（決算額）：4,000千円【財源内訳：一般財源】

申請件数：379件

5 高齢者体感型交通安全教室を開催している。

【平成22年度実施状況】

目 的：高齢者に、服装の色、反射材の実験及び歩行環境シュミレーターによる歩行模擬体験等を通じて事故防止方法を体感してもらう

事業費（決算額）：13千円【財源内訳：一般財源】

6 福祉タクシー手当を支給している。

【平成22年度支給状況】

目 的：障害者の社会活動への参加促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

対象者：別府市に1年以上住所を有し、住民登録（外国人登録を含む。）をしている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者で、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当の支給を受けていないもの

手当額：

種別	等級	年額（円）
身 体	1級、2級	4,000
	3級～6級	1,000
知 的	A1、A2、B1	4,000
	B2	1,000
精 神	1級	4,000

	2級、3級	1,000
支給制限：対象者に市民税所得割が課税された年度は支給しない。		
事業費（決算額）：13,576千円【財源内訳：一般財源】		
支給者：6,487人		

7 リフト付タクシー料金に対する助成をしている。（交流の再掲）

8 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、自動車運転免許の取得に対する助成をしている。

【平成22年度実施状況】

目 的：障害者等の社会参加を促進することを目的とする。
対象者：身体障害者手帳所持者
助成対象となる免許の種類：第1種普通自動車免許
助成額：免許の取得に要した経費の3分の2以内の額（限度額：10万円）
事業費（当初予算額）：200千円【財源内訳：国1/2以内、県1/4以内、一般財源】
事業費（決算額）：0千円

9 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、自動車改造に要する費用に対する助成をしている。

【平成22年度実施状況】

目 的：障害者等の社会参加を促進することを目的とする。
対象者：身体障害者手帳所持者（所得制限あり）
助成額：改造に直接要した経費（限度額：10万円）
事業費（決算額）：1,359千円【財源内訳：国1/2以内、県1/4以内、一般財源】
助成者：14人

10 障害者自立支援法による障害福祉サービスとして、外出時における移動中の介護に関して、支給決定障害者等が重度訪問介護、行動援護及び同行援護（同行援護は、平成23年10月から開始のサービス）の障害福祉サービスを受けたときは、当該サービスに要した費用について、介護給付費を支給している。

【平成22年度支給状況】

サービス種類	利用者数 <sup>※1</sup>	支給額 <sup>※2</sup>
重度訪問介護	2人	16,668千円
行動援護	12人	18,195千円

※1 利用者数は、平成23年2月利用分（平成23年3月受付分）の国保連データより

※2 支給額の財源内訳【国庫1/2、県1/4、一般財源】

1.1 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、移動支援事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目的：外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

対象者：身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者（ただし、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者包括支援の対象者を除く。）

事業内容：個別支援、グループ支援及び送迎支援を行う。

委託事業所数：40事業所

事業費（決算額）：33,371千円【財源内訳：国1/2以内、県1/4以内、一般財源】

利用者：199人

1.2 身体障害者補助犬法の周知徹底を図っている。（啓発・広報の再掲）

1.3 公共交通料金の割引措置制度について、主に、障害者手帳を交付する際に周知している。

【割引措置の概要】

区 分		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳
		1種	2種	1種	2種	
有料道路通行料金	本人	50%	50%			
	介護者(1名)	50%		50%		
タクシー料金 (大分県内)	本人	10%	10%	10%	10%	
	介護者(1名)					
バス料金 (大分県内)	本人	50% (定期券は30%)	50% (定期券は30%)	50% (定期券は30%)	50% (定期券は30%)	
	介護者(1名)	50%		50%		
JR旅客運賃	本人	50%	50%	50%	50%	
	介護者(1名)	50%	(12歳未満の者の介護者)	50%	(12歳未満の者の介護者)	
船舶運賃	本人	50%	50%	50%	50%	50%
	介護者(1名)	50%		50%		50% (1級の者の介護者)
航空運賃	本人 (12歳以上)	各航空会社による	各航空会社による	各航空会社による	各航空会社による	
	介護者(1名)	各航空会社による		各航空会社による		

(関係通知)

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について（平成15・11・6 障発1106002）

身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57・1・6 社更4）

知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成3・9・29 児発811）

身体障害者航空旅客運賃の割引について（平成14・10・16 社援発1016008）

知的障害者航空旅客運賃の割引について（平成3・9・24 児発812）

1 4 駐車禁止除外指定車の標章の交付について、障がい福祉ガイドブックに掲載することにより周知している。

【交付対象者】

障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級、4 級の 1	
	聴覚障害	2 級及び 3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2	
	下肢不自由	1 級から 4 級までの各級	
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の病	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	脳変による運動機能障害	移動機能	1 級から 3 級までの各級
	心臓機能障害		1 級及び 3 級
	じん臓機能障害		1 級及び 3 級
	呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級及び 3 級
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
	療育手帳		A 1、A 2
精神障害者保健福祉手帳		1 級	

(関係法令等)

道路交通法第 4 条第 2 項

大分県道路交通法施行細則（昭和 51 年大分県公安委員会規則第 2 号）

論点	
項目： 生活環境	どうすれば、障がいのある人が生活しやすくなるのか？
細目： 防災・防犯	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全を確保するためには、どのような備えをすればよいか？</li> <li>・一般の方の協力大</li> <li>・災害時の対応方法の確立</li> <li>・災害時要援護者支援の仕組みづくり</li> <li>・ネットワークづくり</li> <li>・安心、安全な設備及び整備の在り方</li> <li>・民生委員との関わり方の問題（個人情報）</li> <li>・災害時の支援のあり方</li> <li>・全地域が弱者を含めた避難訓練の実施</li> <li>・他市町村との連携した避難訓練の実施</li> </ul>	
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに応じた災害時の通報装置を設置してほしい。</li> <li>・細かい災害時の避難方法を策定してほしい。</li> <li>・要援護者へのハード・ソフト両面からの対応。</li> <li>・夜間の緊急時に困る。</li> <li>・ひとり暮らしの方の安全確認が必要。</li> <li>・地域での避難訓練の継続が大切。</li> <li>・災害時の避難場所及び避難方法の周知が必要。</li> <li>・個人情報保護の壁を感じる。</li> <li>・災害時には、市から携帯電話等で情報を入れてほしい。</li> <li>・助け合う気持ちが非常に大切。</li> <li>・障がいのある人のことを考えた避難場所を確保してほしい。</li> <li>・病院の先生を増やしてほしい。</li> <li>・安全のための施策を具体化することが重要。</li> </ul> <p>《防災・防犯の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手上方式＋聞取調査による要援護者支援マップの作成</li> <li>・福祉避難所の在り方検討会の実施</li> <li>・避難訓練の実施</li> <li>・各地区ごとに年1回の防災訓練を義務付ける</li> <li>・各地区で安全マップを作成する</li> </ul>	

## 別府市の取組状況

1 防災意識の普及については、自治会や各種団体からまちづくり出前トーク（テーマ：わが家の防災対策）の依頼があった場合に講話している。

また、「防災ガイドマップ（平成17年3月）」を全戸配布している。

### 【平成23年度実施状況】

従来の「防災ガイドマップ」の避難所などを見直し、新たに「別府市防災シティマップ」を全戸配布するとともに、「別府市防災シティマップ（英語版）」を作成して大学などを介して留学生に配布することとしている。

事業費（予算額）：2,600千円【財源内訳：一般財源】

2 別府市火災予防条例（昭和37年別府市条例第7号）第29条の2の規定による住宅用火災警報器の設置義務化については、別府市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年別府市条例第45号）附則第9条により、平成23年6月1日から適用されたところであるが、全国的に、聴覚障害者世帯においては、光警報器等の価格が高額などの理由からその設置率が低い状況にあることに鑑み、消防庁において、低所得の聴覚障がい者を対象に住宅用火災警報器の設置を推進することを目的とした「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」が実施されることとなった。

別府市においても、消防本部を主管とし、社会福祉課及び障害福祉課と連携しながら当該事業を実施することとしている。

3 防災士は、地域の防災リーダーとして、減災及び社会の防災力の向上のための活動が期待された特定非営利活動法人日本防災士機構の承認登録を受けた者で、別府市においては、145の各町内に防災士を養成することを目標として防災士養成事業補助金を交付している。

防災士となった者は、自主防災会長と協力して、町内における防災訓練や防災講話などを実施する。

### 【平成22年度実施状況】

目的：防災士の養成及び確保により、災害に強いまちづくりを推進する。

対象者：防災士の認証登録を受けようとする者で、次のいずれにも該当する者

- ① 市内に住所を有する者
- ② 居住している自治会の会長から、大分県が実施する地域防災リーダー養成講座の受講者として推薦された者

補助金額：

補助対象経費	補助金額
防災士資格取得試験受験料	3,000円
防災士認証登録料	5,000円

事業費（決算額）：306千円【財源内訳：一般財源】

養成者：39人（36町）

4 「自分の命は自分で守る」、「自分たちの町は自分たちで守る」という防災意識を養い、住民が災害に対する意識を共有し、積極的に防災活動にかかわるような取組みを進めるため、市内全自治会に自主防災組織を結成し、防災訓練を実施している。

【平成23年度実施状況】

(平成24年2月末現在)

107町、5,171名の住民が避難訓練をはじめ、消火訓練、応急手当訓練、AED取扱訓練及び給水訓練などの各種防災訓練を実施している。

5 市と社会福祉法人等との間で災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定を締結している。

【平成23年度実施状況】

目的：災害が発生し、要援護者の救護が必要になった場合に協定締結者間で相互協力することにより、避難救護活動を円滑に行うことを目的とする。

概要：協定締結間相互の協力要請、受入期間及び経費負担などを規定

協定締結年月日：平成24年1月10日

受入施設：大分県立南石垣支援学校

(参考)

協定締結法人/受入施設（平成24年3月1日現在）：15法人/18施設

避難者受入可能人数：300人

6 災害時に自力で迅速な避難が困難な方が手上げ方式による申請により登録する災害時要援護者支援制度を設けている。具体的には、申請者（要援護者）が支援員2名を選任し、当該情報を防災担当課、福祉担当課及び消防本部などの関係課で共有するとともに、自治会や民生委員に対しても年1回、当該情報の提供を行っている。また、年1回、民生委員が行うひとり暮らし高齢者等実態調査時に要援護者登録の促進を図っている。

7 ひとり暮らし等重度身体障害者緊急通報用電話機アダプター設置事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目的：日常の安心と安全の確保を図ることを目的とする。

対象者：別府市に1年以上住所を有している18歳以上の者で次のいずれかに該当するもの

① 身体障害者手帳の1級又は2級を所持している者

② ①の者のみで構成されている世帯

③ ①の者を有する世帯で、その世帯の生計を維持する主たるものの所得税が非課税である世帯

費用負担：アダプターの設置費及び機器の使用料は、市が負担する。

事業費（決算額）：1,483千円【財源内訳：一般財源】

通報回数：72回（うち警備員出動回数：14回）

年度末現在設置者：72人

- 8 大規模災害の発生により避難所へ避難した被災住民のための災害用備蓄品を確保している。  
(備蓄種類及び主な備蓄保管場所)

区 分	南部出張所	亀川出張所	消防朝日出張所	勤労青少年ホーム	実相寺公園管理棟	西部地区公民館	別府アリーナ(総合体育館)	南小学校	合 計
おむつ(大人)	100	500	200	300	0	360	400	100	1,960
おむつ(子供)	188	1,050	630	564	0	822	696	210	4,160
車椅子	2	8	2	0	0	2	10	2	26
障がい者用簡易トイレ	1	4	1	4	1	1	5	1	18

資料：別府市地域防災計画(震災対策編)(平成23年3月)より抜粋

- 9 障害者自立支援法による地域生活支援事業の日常生活用具給付等支援事業として、火災警報機及び自動消火器を給付している。

【平成22年度実施状況】

目 的：障害者等の日常生活上の便宜を図ることを目的とする。

対象者：

種目	対象者	性能
火災警報機	火災発生の感知及び避難者が著しく困難な重度の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し野外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器	火災発生の感知及び避難者が著しく困難な重度の障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの

給付実績(決算)：

種目	給付者	給付額*
火災警報機	12人	180千円
自動消火器	6人	159千円

※給付額の財源内訳【国1/2以内、県1/4以内、一般財源】

- 10 聴覚障がいや言語障がいなどにより、電話による119番通報が困難な方を対象に、FAX並びに携帯電話及びパソコンの電子メールを利用して緊急通報を行うことで、消防車や救急車の出動要請ができるシステムを構築している。

1 1 家具転倒防止器具取付事業を実施している。

**【平成22年度実施状況】**

目 的：生命及び財産を地震災害から守り、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

対象者：重度障害者世帯（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2を有している者により構成されている世帯）

事業内容：家具転倒防止器具を取り付ける家具の数量は、1対象世帯に対し3個以内とし、当該家具の種類はタンス、食器棚及び照明器具とする。

事業費（予算額）：30千円【財源内訳：一般財源】

事業費（決算額）：0千円

## 論点

### 項目： 雇用・就労

どのような支援が必要であるか？

- ・ 訓練施設を雇用主が情報を
- ・ 1～2Hでも働ける職場はないか
- ・ 医療機関を含めた支援者の連携
- ・ 企業の理解
- ・ 軽、中、重度障がい者の雇用の推進
- ・ 直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如についての理解の促進
- ・ 制度
- ・ 情報の提供
- ・ 施策の課題
- ・ 雇用（機会・継続の促進）
- ・ 雇用の受皿
- ・ 職業センターと企業の連携
- ・ 企業は障がいの理解を、障がい者や支援者は企業の理解を深めていくためにはどのようにすればよいか？
- ・ すべての障がい者に雇用や就労を保障するにはどのような対策や支援が必要か？
- ・ 通学へのヘルパー利用促進

### 市民からの意見

(障がいのある人)

- ・ 市長、市議会議員の報酬や職員の給与を含めて、市税の使い方を考え直した政策が必要。
- ・ 障がいのある人の働く場を増やしてほしい。
- ・ 就労支援を充実してほしい。
- ・ 雇用条件に関する欠格条項（間接差別）の撤廃。
- ・ 雇用、給与に対して一定の基準がほしい。
- ・ 学校卒業後の就職に対する不安。
- ・ 障がいに応じた仕事があるとよい。
- ・ 仕事を続けていけるかという不安。
- ・ 職場の障がいに対する理解の不足。
- ・ 働きたい。

《雇用・就労の具体的手法》

- ・ トライアル雇用の実施
- ・ 障がいのある人への公的機関の職場をつくる

(障がいのない人)

- ・ 雇用制度を充実する。
- ・ 障がいのある人が安心して働ける環境が必要。
- ・ 障がいの程度に応じた仕事をしてもらう。
- ・ 雇用を増やす。

《雇用・就労の具体的手法》

- ・自宅のできる内職をあっせんする。
- ・夜、居酒屋をしている店舗を昼間に借りて、障がいのある人が調理した食事を低価格で近隣住民に提供する。

別府市の取組状況

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障がい者を雇用している。

（平成23年6月1日現在）

機関名	法定雇用率（%）	実雇用率（%）	実雇用障がい者数（人）※
別府市役所	2.1	2.38	11
別府市教育委員会	2.0	2.42	2
別府市水道局	2.1	2.47	2

※実雇用障がい者数とは、法定雇用率を算定するにあたっての障害者数ではなく、現に雇用している障がい者数である。

（参考）試験採用状況

採用年度	採用数（人）
昭和54年度	2
平成12年度	1
平成13年度	1
平成19年度	1
平成20年度	0
平成21年度	1
平成22年度	1

- 2 精神障がい者の臨時職員雇用を実施している。

【平成23年度実施状況】

目 的：雇用が立ち遅れている精神障がい者に対し、就労機会の拡大を図り、一般就労につながる訓練を行うとともに、職員の精神障がい者への理解を深める。

概 要：実習期間を経て、適性が認められた場合に、臨時職員として任用する。

	実習	任用
人 員	1名	1名（実習で適性が認められた者）
勤 務 場 所	障害福祉課	障害福祉課
業 務 内 容	パソコン作業、文書仕分、印刷、封入作業、スタンプ押し、シュレッダー作業など	パソコン作業、文書仕分、印刷、封入作業、スタンプ押し、シュレッダー作業など
期 間	平成24年1月～平成24年2月	平成24年4月～平成24年9月 （1回に限り6か月以内の更新あり）
日 数	週3日	週4日
勤 務 時 間	5時間/日（9:15～15:00）	5時間/日（9:15～15:00）
賃 金	時給650円（実習奨励金）	日額4,130円
有 給 休 暇	—	7日/年

3 障がいのある人を新たに雇用する場合、事業主に対する各種助成金制度について、機会あるごとに周知を図っている。

**【障がい者を雇い入れた場合などの助成金の概要（一部）】**

(特定求職者雇用開発助成金)

支給対象：高齢者、障がい者等をハローワークなどの紹介により、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主

支給対象障がい者：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、

支給額：対象労働者が障がい者であるものを抜すい

対象労働者		支給額（単位：万円）		助成対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
短時間労働者以外	重度障がい者等を除く 身体・知的障がい者	50	135	1年	1年6か月
	重度障がい者等※1	100	240	1年6か月	2年
短時間労働者※2	身体・知的・精神障がい者	30	90	1年	1年6か月

※1 重度身体・知的障がい者、精神障がい者、45歳以上の身体・知的障がい者

※2 過当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

(障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）)

支給対象：支給対象となる障がい者をハローワークの紹介により、1人以上雇い入れ、かつ、奨励金の支給後も引き続き継続して雇用する事業主

支給対象障がい者：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

事業内容：中小企業における障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用の経験のない中小企業が初めて障がい者を雇用した場合に、100万円を支給する。

**【問合せ先】**

〒870-0037

大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階

大分労働局

TEL：097-535-2090

FAX：097-535-2091

4 障害者自立支援法による障害福祉サービスとして、支給決定障害者等が就労移行支援及び就労継続支援の障害福祉サービスを受けたときは、当該サービスに要した費用について、訓練等給付費を支給している。

**【平成22年度支給状況】**

サービス種類	利用者数※1	支給額※2
就労移行支援	5人	8,918千円
就労継続支援A型	23人	28,402千円

就労継続支援B型

191人

244,090千円

※1 利用者数は、平成23年2月利用分（平成23年3月受付分）の国保連データより

※2 支給額の財源内訳【国庫1/2、県1/4、一般財源】

5 平成24年度契約に係る障がい福祉施設等に対する発注等の配慮について（平成24年2月6日付け別障福第4-2547号障害福祉課長通知）により、物品及び役務を発注する際には、障がい福祉施設等への配慮をするよう全課へ通知している。

6 障害者自立支援法による地域生活支援事業として、更生訓練費を支給している。

【平成22年度実施状況】

目的：更生訓練費を支給することにより、障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

支給対象者：障害者自立支援法施行令第17条第1項第4号に規定するもの及びこれに準ずる者として市長が認めたもので、次のいずれかに該当する者

- ① 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練を受けている者
- ② 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を受けている者
- ③ 旧法施設支援を受けている者のうち更生訓練を受けている者
- ④ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により別府市により施設への入所の措置又は入所の委託をされ、更生訓練を受けている者

支給額：自立訓練等を受けている者の場合

訓練の区分	自立訓練等に従事した日が15日以上の場合	自立訓練等に従事した日が15日未満の場合
自立訓練	2,100円	1,050円
就労移行支援	3,150円	1,600円

事業費（決算額）：357千円【財源内訳：国庫1/2以内、県1/4以内、一般財源】

支給者：17人

7 障がいのある人を継続して雇用している事業主に対する各種助成金制度について、機会あるごとに周知を図っている。

【障害者雇用納付金制度における助成金の概要（一部）】

（重度障害者等通勤対策助成金）

支給対象：支給対象となる障がい者を雇い入れるか継続して雇用する事業主

支給対象障がい者：重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、3級の視覚障がい者等通勤が特に困難と認められる障がい者

事業内容：雇用する障がい者の通勤を容易にするため、特別な構造を備えた住宅の賃貸や通勤用バスの購入、通勤援助者の委嘱を行った際にその費用の一部について助成を行う。

(障害者介助等助成金)

支給対象：支給対象となる障がい者を雇い入れるか継続して雇用する事業主

支給対象障がい者：重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、2級の視覚障がい者等就職が特に困難と認められる障がい者

事業内容：雇用する障がい者の職場での適切な雇用管理のために職場介助者の配置・委嘱を行う等する際にその費用の一部について助成を行う。

**【問合せ先】**

〒870-0026

大分市金池町1丁目1-1 大交セントラルビル3F

(独) 高齢・障害者雇用支援機構 大分高齢・障害者  
雇用支援センター

TEL：097-548-6691

FAX：097-548-6692